

令和7年度ひょうごボランティア基金中間支援活動助成事業（基本事業）

「阪神地域・ボランティア活動のエンパワメント事業」事業報告資料

特定非営利活動法人コミュニティ事業支援ネット

1. 事業概要

本事業は、とりわけ地域づくり活動が盛んな阪神地域の7市1町において、ボランティア活動を中心としたNPO法人等に対して、当法人が設立以来中間支援団体として培ってきたネットワークやノウハウを生かして、団体設立や活動・運営に係る課題への相談対応、団体と市民・学生をつなぐ相談対応を行うものである。また、阪神南・北地域の全NPO法人のNPO法の遵守状況や公告情報を調査し、必要に応じてアドバイスをを行うことで、ボランティア活動を中心としたNPO法人のエンパワメントの一助とするものである。

2. 事業内容

阪神地域の7市1町の全NPO法人を対象に、下記方法で調査を行った。

①公開情報を点検 [9～11月実施]

・R7.9/1時点の内閣府NPOポータルサイト掲載情報をもとにプロフィール

→当法人が運営する地域しごとサポートセンター阪神105に情報掲載（全560法人）

<https://ikisapo105.com/groups/>

②アンケート調査（右記） [10～11月実施]

・NPO法の遵守状況や公告情報をアンケート調査（全560法人を対象に調査し42法人から回答）

→アンケートを見て法令遵守事項についての問い合わせが複数あり、都度相談対応を行った。

③相談対応 [R7.4～R8.1月実施]

・団体設立や活動・運営に係る課題への相談対応、団体と市民・学生をつなぐ相談対応（222件／R8年1月6日時点）

→②アンケート結果で不備がある団体にも是正のための相談を行った

3. 今後の展望

今回の取り組みを通じて、「兵庫県への報告」や「貸借対照表の公告」といったNPO法の遵守事項を認識していない団体がまだまだあることがわかった。ボランティアな活動を中心に行っている団体とは言え、法人である以上は遵守事項を守り、きちんと情報公開することで活動の広がりや担い手の創出につながり、団体のエンパワメントの第一歩になると考えるため、引き続きサポートを行っていき

NPO法人の県への報告・公告に関する聞き取り調査

<していない理由・原因>

①そもそも遵守事項がわからない ②法改正の情報がわからない ③担当者が変わりわからない
④活動してないので必要ないと認識 ⑤総務的な人員・時間がない ⑥その他 []

1. 年1回の県への事業報告等の実施状況

1. 総会・理事会の開催（少なくとも年1回の）	★	☐ している	☐ していない	
2. 県への事業報告（事業年度終了後3カ月以内） （事業報告書、会計書類、役員名簿、社員名簿）	★	☐ している	☐ していない	
3. 県への事業報告の方法		☐ 持参 ☐ 郵送 ☐ e-ひょうご(web報告) ※R8.3月31日終了 ☐ 内閣府ウェブ報告システム(web報告) →web報告を活用すれば費用がからず簡便です		
4. 貸借対照表の公告の実施 ※H28法改正義務化	★	☐ している	☐ していない	
5. 貸借対照表の公告の方法 ※定款の記載内容をご確認ください		☐ 事業場への掲示 ☐ 官報掲載 ☐ 内閣府ポータルサイト ☐ 法人HP ☐ その他新聞等 ☐ 定款に記載していない →内閣府ポータルサイトを活用すれば手間や費用がからず簡便です		

2. 役員変更に係る県への届出

（役員変更時届出書、変更後の役員名簿（就任期間欄不要）、就任承諾書及び誓約書コピー、住所票原本（本籍・続柄・マイナンバー不要））

6. 任期満了時の変更届 （2年1度、変更・再任に問わず必要）	★	☐ している	☐ していない	
7. 任期満了時の代表者の登記 （2年1度、変更・再任に問わず必要）	★	☐ している	☐ していない	
8. 役員変更時の変更届	★	☐ している	☐ していない	
9. 定款に定める役員数の充足	★	☐ している	☐ していない	
10. 監事の専任（理事・職員の兼務せず）	★	☐ 専任している	☐ 専任していない	
11. 役員に占める親族の割合を満たしている（親族1/3以下）	★	☐ 満たしている	☐ 満たしていない	

3. 定款変更手続き

12. 定款変更時の県への認証申請・届出	★	☐ 変更したことがある ☐ 変更したことがない →変更したことがある場合 ☐ 申請・届出している ☐ 申請・届出していない		
13. 法人の名称・住所・目的・活動の種類の変更時の法務局への登記	★	☐ 変更したことがある ☐ 変更したことがない →変更したことがある場合 ☐ 登記している ☐ 登記していない		